

別表（第5条関係）

	建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
1	がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
		構造計算書	
2	工場の用途に供する建築物	工場調書（様式第2号）	
3	危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）	危険物調書（様式第2号の2）	
4	興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
		換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
		暖房又は冷房設備図	縮尺、汽缶機械及び配管の配置並びに寸法
		映写室詳細図	縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
		電灯電力配線図	縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機、電線並びにスイッチの配置及び寸法
5	共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図	建築物から敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員
		平面図又は別紙	当該用途に供する部分の床面積の合計
6	施行条例第40条の2に規定する児童福祉施設等	平面図又は別紙	段差の高さ及び傾斜路の勾配
7	物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物	配置図	建築物から敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員
		平面図又は別紙	各階の売場面積及び店内通路幅
8	法第12条第1項の規定により定期報告を要する建築物	定期報告対象建築物等調書（様式第2号の3）	